

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月19日
【会社名】	日本電気株式会社
【英訳名】	NEC Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 森田 隆之
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役代表執行役Corporate EVP兼CFO 藤川 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役代表執行役社長兼CEO森田隆之および取締役代表執行役Corporate EVP兼CFO藤川修は、当社の連結ベースでの財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という。）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社および持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響ならびにその発生可能性を考慮して決定しており、当社、連結子会社151社および持分法適用関連会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社98社および持分法適用関連会社50社については、金額的および質的影響ならびにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主たる事業はITサービス事業および社会インフラ事業であり、各事業の利益率に大きな差異はなく、事業拠点の重要性を判断する指標として売上収益が適切であると判断し、当社および連結子会社の前連結会計年度における売上収益（連結会社間取引消去後）の概ね2/3を占める4拠点を「重要な事業拠点」として選定しました。選定した重要な事業拠点においては企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上収益、売掛金、契約資産および棚卸資産を識別し、それらに関連する業務プロセスである、販売プロセス、購買プロセス、開発生産プロセスおよび棚卸資産管理プロセスを評価対象としました。さらに、重要な事業拠点およびそれ以外の事業拠点について、主にリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセス（SI系の事業を主とするソフトウェア会社における開発生産プロセス）や、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（棚卸資産評価、固定資産減損および税効果会計プロセス）を、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の連結ベースでの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

一部の連結子会社は業務プロセスの見直しおよび基幹システムの刷新を進めており、2025年5月から新システムの稼働を開始しました。

上記は、翌連結会計年度以降の当社の連結ベースでの財務報告に係る内部統制の有効性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。